

総 会 議 事 録

令和3年7月

令和3年7月13日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和3年7月13日(火)
開 会 午前9時37分、閉 会 午前10時8分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉、
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

14名

欠席 なし

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和
和田 隆、瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

10名

欠席 なし

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第4 議案第24号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第5 議案第25号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年7月定例総会を開会いたします。

最初に、この梅雨末期の集中豪雨につきましては、各地でまた、甚大な被害が発生することとなりまして、被害を受けられた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、早いもので昨年7月にこのメンバーになってから1年が経過しようとしています。3年任期で3分の1が終わったこととなります。先週、農業委員会委

員として4期12年お勤めになりました。養老の小嶋さんを訪ねて、農業会議からの伝達表彰をしてきました。小嶋さんとの懇談では、農業委員会もいろいろ大変かと思うが、委員の皆さんには地域をよくできるよう頑張ってもらいたいとおっしゃっておられました。小嶋さん御自身、この春から農業法人の代表として体が続く限り頑張るとおっしゃられるなど激励をいただきました。委員の皆さんには引き続き御尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。今月は、既に御案内が届いていると思いますが、農地利用状況調査も始まります。暑い時期で何かと大変ですが、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者は24名中24名です。全員出席ということで総会は成立いたします。

それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。吉田雅典委員、吉田進委員をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第22号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。農地の所在は大字石浦小字関※※ほか1筆、地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農地経営を拡大するためです。

具体の場所につきましては、4頁に地図を添付しております。位置的には上石浦集落になります。国号178号線を挟んで山側と由良川沿いに2か所となっております。

次の5頁をお願いします。現地の写真を添付しております。上から※※番、※※番となっております。写真のとおり現在も適正に管理されておりますが、土地の所有者であります※※様は※※と遠方で生活されているため管理が困難で、以前から譲受人であります※※様が依頼を受けて管理をされているということでした。売買価格は総額で※※円となっております。

6頁に許可申請に係る調査書を添付しております。調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるか、という点につきましては、譲受人の所有する農地に永年耕作できていない所もありますが、これらをこの後提案を予定しております、非農地証明交付申請により整理することとしており、残った農地については譲受人の農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての

農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積 30 a につきましては、譲受人の経営農地は耕作放棄地を除外し申請地を含めた合計が**a となり基準を超えることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和については、去る6月29日、地区担当の山田委員、平野推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は既に申請農地を管理していることから今後も周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。議案第22号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の山田委員から補足説明をお願いします。

〔山田委員〕 先月の29日、現地立会いをいたしまして、既に**さん自身がみかんの木を小さい苗木から植えて育てておられまして、**さんに聞きますと**さんの方は近くに住んでおられないということで、前の耕作者の方が亡くなられた関係上、自分の前の土地とかが、苗木を植えてる畑を他人に売られるのは困るということで防御も兼ねて申請されました。特に問題はないと考えております。

〔関野会長〕 これより議案第22号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第22号については、許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第22号については、許可します。次に、日程第3、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の7頁を御覧ください。議案第23号になります。「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。

農地の所在は 大字江尻 小字マトバ**番、登記簿地目は畑、面積は**㎡

です。譲渡人は**にお住まいの**様、譲受人は**にお住まいの**様です。転用目的は陸上に船を保管するための露天船置場とするためです。

具体の場所につきましては8頁に地図を添付しております。位置的には府中公園から少し日置側になりますが、国道178号線を山側へ50mほど入った集落の中になります。

次の9頁に現地写真を添付しております。申請地は既に耕作されていない遊休農地となっております。転用の計画につきましては全体を転圧により整地することとし、中央に遊船1隻を置くスペースとして長さ12m×巾3mの地面をコンクリート舗装することとなっております。遊船の搬入、搬出につきましては市道からクレーンで行うこととなり、車両の進入路は設けないこととなっております。

次の10頁に申請に係る意見書を添付しております。左上になりますが、農地の区分は用途地域に指定されており第1種住宅地域となっております。従いまして第3種農地となっております。意見書の中ほどにあります、適当の文字に丸囲みしてあります所ですが、1番の農地の区分と転用目的、2番の資力及び信用につきましては、金融機関発行の残高証明で確認をとっております。雨水などの排水対策につきましてはの項目ですが、船からの海水の排水は無いということであり、雨水については既設の排水溝へ排水することで対応することで確認しております。工期は9月1日～令和3年12月31日となっております。

議案第23号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連しまして、担当委員の吉田雅典委員から補足説明をお願いいたします。

〔吉田雅典委員〕 去る6月28日に立会いの方をして来ました。現地は海からかなり離れてはいるんですけどどれも譲受された土地が操業の利便性を考えて適切であるということで、ここしか無かったのだと思いました。また、場所としては既に耕作放棄している状況で、また船の大きさもこの農地内に入る大きさということで特に問題はないというふうに思いました。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第23号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第23号については承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 23 号については許可相当の意見を京都府へ提出します。次に、日程第 4、議案第 24 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 資料の 11 頁を御覧ください。議案第 24 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。4 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字日ヶ谷小字他人田※※番の畑ほか 11 筆です。登記地目は田が 8 筆、畑 4 筆、面積は合計で※※㎡となっております。登記名義人は※※様ですが亡くなっておられるため、相続人の※※様からの申請となっております。非農地の事由につきましては少なくとも昭和 56 年頃から耕作していないということです。次に 12 頁の 2 番です。土地の所在につきましては大字石浦小字関※※番ほか 4 筆、登記地目は田が 4 筆、畑が 1 筆、面積は合計で※※㎡です。所有者は先程 議案 第 22 号の 3 条所有権移転で申請のありました※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては小字関※※番にあっては昭和 61 年頃、小字三庄太夫の 4 筆にあっては平成 5 年頃から耕作していないということです。3 番です。土地の所在につきましては大字宮村小字辻町※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成 6 年頃から耕作していないということです。前後しますが、20 頁の写真をお願いします。住宅が写っておりますが、この住宅の底地を含めた敷地となります。年数も経過をしております。

この件につきましては、今回の非農地証明交付申請が提出を受け、事務手続を進めている中で、平成 6 年にこの住宅が新築されておりますが、その際、平成 5 年 6 月に今回の申請者の祖父※※様の申請で 4 条の転用許可を受けていることが判明しました。ところが、許可を受け住宅は完成したのですが、後の完了報告などその後の手続が進められておらず、登記地目が農地のまま現在に至っております。今回の申請者※※様につきましては過去の経過について何も知らない状態でした。また、許可証などの当時の書類も残っていないことから 4 条の転用手続を再開し完了することができません。手続に関して京都府に確認したところ、今回に至った経過を説明した上で、非農地証明交付申請として進めるのが妥当であろうという指導を受けたことから、21 頁に添付しておりますとおりの始末書の提出を求め今回の議案に提案することになりました。

次の 13 頁をお願いします。最後の 4 番となります。土地の所在につきましては

は大字中野小字田口※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成元年頃から耕作していないということです。

具体の場所につきましては、14頁から16頁に地図を添付しております。14頁をお願いします。1番の日ケ谷の案件についての場所を示しております。位置的には日ケ谷の立地区から府道621号線を奥波見方面へ進んだ所になります。大半は府道沿いに集中しておりますが、地図の左上になります、※※番、※※番につきましては車で乗り入れできないため府道から歩いて1.5km程の位置となっております。次に裏面の15頁をお願いします。2番の由良の案件となっております。石浦集落となっております。上の石浦※※番は石浦集落の北寄りの国道沿いとなっております。他4筆は南寄りの川沿い、山際となっております。次の16頁の上側をお願いします。3番です。宮村、旧フクヤ現在のアオキ宮村店、コメリ宮津店周辺の地図となっておりますが、申請地はコメリ宮津店の向いの住宅となっております。次に下の地図になりますが4番の府中の案件になります。大字は中野ですが飛地番となっております地理的には江尻に位置する場所となります。国道178号線沿いのオザキ電機さんの近所になります。

次に17頁から20頁に現地写真を添付しております。17頁と18頁が1番の日ケ谷の案件となっておりますが、17頁が府道沿いとなっております地形的には谷間となっているため急な法面に囲われた場所となっております。場所により竹林、杉林、ブッシュとになっておりいずれも原野化しております。次の18頁につきましても同じ1番の案件ですが、左上の※※番が立集落から最寄りの場所で熊笹が群生しております。下の※※番台が府道から歩いて1.5km地点の写真です。こちらも原野化が進み公図の照合が出来ない状態でありました。次の19頁をお願いします。2番の由良の案件になります。左上の※※番の写真にみかん直売所が写っておりますが、この建物の敷地が申請地となっております。その右隣と中段の※※番台3枚が石浦の山手の農地となっております。一面熊笹が群生しております。下段の※※番ですが、由良川沿いの農地となっております。写真の中央付近が申請地付近で弦草の雑草である葛に覆われた状態となっております。次の20頁をお願いします。先程の宮村の下の写真になりますが、最後の4番の案件の写真となっております。写真のとおり一面ススキ、背高韃草が群生しております。議案第24号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は石田委員、2番は山田委員、3番は和久田委員、4番につきまして吉田雅典委員からお願いします。

〔石田委員〕 6月29日に萩野委員と事務局2名で現地を確認しました。永年耕作されてないということもあつたり農道もない状況それから水の確保ができないなど、耕作するにはとても無理だなということで非農は適正と判断します。以上です。

〔山田委員〕 6月29日、平野推進委員と事務局の4名で現地を確認を行いました。先程の19頁を御覧いただいて農機具倉庫とみかん直売店が建っておりまして、それ以外の所は見ていただいたら分かるとおりに山奥となっておりまして山林原野化しております。耕作の利用は無理だと考えます。以上です。

〔和久田委員〕 6月28日に酒井推進委員と事務局で現地を確認しました。先程説明いただきましたとおり、既に建物が建っておりまして説明のとおりでございます。以上です。

〔吉田雅典委員〕 6月28日に立会いを事務局とさせていただきまして、20頁の写真にありますように耕作放棄となっております。以前からこの辺りの土地が非農地として提案されてましたけれども今回も同じような形で出ております。ということで農地として利用することは出来ないと思います。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第24号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

〔宮前委員〕 石浦の農用地内の場所がありますけれども、行政の手続はどうなっていますか。

〔小西事務局長〕 令和元年度から農振農用地につきましても国の通知に基づきまして荒廃農地であれば非農地にしなさいということが言われておりまして、この農用地につきましても議決して頂いた上で、非農地になりますと農業委員会から農林水産課の方に連絡をさせていただくという形になっておりまして手続としては進めていくこととなっております。以上です。

〔宮前委員〕 農用地から外すということで良いですか。

〔小西事務局長〕 はい。以前は農振農用地は非農地にできませんでした。以上です。

〔宮前委員〕 日ヶ谷※※番、これは近くまで誰かが作っておられたと思うのですが。

〔石田委員〕 これは耕作しなくなってから随分経っております。写真を撮られた時期が雪解けの間もない時期だったので綺麗に写ってます。そんなに大きな木はありませんけども、水路があったんですがある人のパイプラインが撤去されまして水が取れない、個人的な事情だったようですが、また耕作者がいない、道も狭くて小さい機械しか入れませんので耕作放棄地、耕作する人が居ないということで止むを得ないというふうに判断いたしました。

〔関野会長〕 よろしいでしょうか。他にありませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 他にないようですので異議なしと認め、議案第 24 号については承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 24 号については承認いたします。次に日程第 5、議案第 25 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 議案第 25 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」につきまして、22 頁と裏面の 23 頁に掲載しております。22 頁を御覧ください。貸手、借手が直接契約行う利用権設定です 1 件です。資料により御確認ください。次に裏面の 23 頁を御覧ください。中間管理機構を仲介した貸借となっております。1 件です。貸手、借手が既に決定していることから一括方式で提案しております。なお、貸手の※※様につきましては既に亡くなられていることから相続人の※※様からの申請となっております。貸借期間は 10 年、公告日はいずれも 7 月 20 日となっております。議案第 25 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 25 号につきまして質疑に入ります。御質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

[関野会長] 特にないようですので異議なしと認め、議案第 25 号については決定してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第 25 号については決定とします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 野 野 揚 司

委 員 吉 田 雅 典

委 員 吉 田 道

記 録 者 小 西 正 樹

